

《社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧》

○…原則として提出が必要なもの △…該当する書類がある場合に提出が必要なもの

提出書類(※1)	変更事項		基本財産の変更(※2)			役員等定数変更 その他条文整理	備考		
	事業目的の追加 設置経営	受託経営 管理経営	追加	増改築	削除				
1 申請書	○	○	○	○	○	○			
2 理事会議事録(写) 議案書・議案資料(写)(※3)	○	○	○	○	○	○	議案書は評議員会の招集に係る部分(議案の概要が分かるものを含む)のみで可		
3 評議員会議事録(写) 議案書・議案資料(写)(※3)	○	○	○	○	○	○	議案書は定款変更に係る部分のみで可		
4 変更後の定款	○	○	○	○	○	○			
5 現行の定款	○	○	○	○	○	○			
6 収支予算書	○	○	(○)	(○)	—	—			
7 事業の概要説明書	—	○	—	—	—	—			
8 受託契約書(写), 指定書(写) 又は協定書(写)等	—	○	—	—	—	—			
9 関係条例(写)	—	△	—	—	—	—			
10 施設建設関係書類	施設整備に係る予算書 又は決算書	○	—	(○)	(○)	—	—	施設整備等に係る収支の内訳が分かる資料	
	補助金等の決定(内定)通知書(写)	△	—	(△)	(△)	—	—		
	助成金等の決定(内定)通知書(写)	△	—	(△)	(△)	—	—		
	借入金関係書類	借入金決定書(写)又は 受理証明書(写)等	△	—	(△)	(△)	—	—	
		償還計画	△	—	(△)	(△)	—	—	
		償還金贈与契約書(写)	△	—	(△)	(△)	—	—	
	所得証明書・残高証明書 身分証明書・登記簿謄本 印鑑登録証明書	所得証明書・残高証明書 身分証明書・登記簿謄本 印鑑登録証明書	△	—	(△)	(△)	—	—	償還の財源に寄付金を予定している場合
		建設資金贈与契約書(写)	△	—	(△)	(△)	—	—	建設費用の財源に寄付金を予定している場合
	身分証明書, 登記簿謄本, 印 鑑登録証明書, 残高証明書	身分証明書, 登記簿謄本, 印 鑑登録証明書, 残高証明書	△	—	(△)	(△)	—	—	
		工事関係契約書(写) 又は見積書(写)	○	—	(○)	(○)	—	—	
	領収書(写)	△	—	(△)	(△)	—	—		
	不動産売買契約書(写)	△	—	(△)	(△)	—	—	施設整備に際して不動産を購入した場合	
	不動産登記事項証明書 (基本財産が減少する場合は, 減 少したことがわかるもの)	○	—	○	○	○	—	正本は原本, 副本は原本証明した写しで可	
建築確認書(写)	○	—	(○)	(○)	—	—			
図面	○	△	(○)	(○)	—	—			
11 施設長就任承諾書, 履歴書及び 施設長の資格を証する書類	△	△	—	—	—	—	施設の人員基準等で施設長の配置が必須の場合		
12 廃止事業に係る財産処分方法	—	—	—	—	△	—			
13 事業の廃止届(写)又は 認可書(写)等	—	—	—	—	△	—	事業廃止の事実が客観的に分かるもの		
14 基本財産処分承認書(写)	—	—	—	○	○	—			

上記の提出書類のほか, 必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 提出書類のうち(写)とあるものについては, 原本証明が必要になります。また, 上記は通常想定される場合の提出書類であり変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 事業目的の追加を伴う基本財産の新築又は増改築を行う場合で, 事業目的の追加に係る定款変更認可を受けているときは(○)又は(△)の資料は既に確認済みのため, 基本財産の追加に係る定款変更認可申請時には添付不要です。

ただし, 既に定款に記載されている事業について2か所目以降の施設等を基本財産に追加する場合は全ての書類が必要で

(※3) 決議の省略の方法により行った場合は, 議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確書を含む)の写しの提出が必要です(全て原本証明が必要)。